

申告に必要なもの

- ▶ 利用者識別番号(お持ちの場合)
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカードまたは免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 還付申告の場合は、還付金振込先の金融機関・支店・口座がわかるもの(本人名義)
- ▶ 代理人(家族以外)が申告する場合は委任状

▶ 収入が証明できるもの

給与・年金の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書等、農業・営業・不動産収入の収支内訳書(※1)

▶ 控除が証明できるもの

生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等、配偶者の所得が分かる資料、障害者手帳、医療費控除の明細書(※2)または医療費通知

注意

「収支内訳書(※1)」「医療費控除の明細書(※2)」は事前に作成してお越しください。
(様式は市ホームページにあります)

市役所への来庁が困難な方は…

事業・不動産の所得がある方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方(おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など)は以下の日程にて支所で受け付けます。

- 夜須支所 2月25日(水)、2月26日(木)の午前
- 吉川支所 3月6日(金)の午後
- 香我美支所 3月3日(火)
- 赤岡支所 3月9日(月)

NEW 令和7年分から個人住民税の電子申告ができるようになりました。
詳しくは特設ページをご覧ください。



特設ページ

e-Tax ならスマホ、パソコンから申告できます!

確定申告書等作成コーナー(右記QR)から金額を入力するだけで、自動計算で申告書を作成できます。



確定申告書等作成コーナー
(国税庁ホームページ)

必要なもの

- ▶ マイナンバーカード
※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください
- ▶ マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(またはICカードリーダライタ)

- ▶ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

メリット

- 自宅から申請可能
 - 確定申告期間24時間利用可能
 - 申告書をデータで取得可能
 - 添付書類提出不要
 - 早期還付(3週間程度で還付)
(書面提出の場合は1か月~1か月半程度で還付)
- ※メンテナンス時間を除く
※一部の書類を除く

南国税務署 確定申告会場の開設期間

2/16月 ▷ 3/16月
(土・日・祝を除く)
受付時間 8:30~16:00

※入場整理券が必要です
詳しくは南国税務署にお問い合わせください
☎ 088-863-3215

次の申告は市役所ではできません
南国税務署で申告をお願いします

- ✗ 分離課税所得
(不動産や株式の譲渡など)
- ✗ 住宅借入金控除1年目
- ✗ 令和6年分以前の確定申告
- ✗ 死亡した方の確定申告
- ✗ 暗号資産
- ✗ 青色申告

所得税の確定申告 市・県民税の申告



還付のみの申告

2/5木 ▷ 2/13金

■受付時間: 9:00~11:00、13:00~16:00 (土・日・祝を除く)

■受付場所: 市役所3階303~305会議室

各支所(給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方)

当日の待ち人数を市HPなどでお知らせします。



すべての申告・相談

2/16月 ▷ 3/16月

あなたは申告が 要る?要らない?

令和7年中の主な収入からチェックしてみましょう!

※令和8年1月1日時点で市内在住の方が対象です

はい →

いいえ →

